

## 【指定検査機関】

# 浄化槽の普及推進と地域の水環境保全を目指して

公益社団法人 愛媛県浄化槽協会  
事業部長 武智 淳

## 1. 協会の概要について

公益社団法人 愛媛県浄化槽協会は、昭和 46 年 7 月 30 日設立以来、浄化槽の製造販売・施工・保守点検及び清掃業者の 4 業者が会員となり、浄化槽の普及促進及び浄化槽法に基づく検査を実施するとともに、浄化槽に関する技術の向上及び知識の普及並びに浄化槽の施工・維持管理の適正化を図ってまいりました。

また平成 27 年度には、愛媛県知事から「愛媛県地球温暖化防止活動推進センター」の指定を受け、地球温暖化対策に関する普及啓発の拠点として「地域の環境保全と地球温暖化防止等に関する事業」を新たに開始し、県民や事業者に関する温暖化対策に関する啓発活動や広報活動、情報提供等の活動を行っております。

### <組織概要>

公益認定・登記 平成 23 年 3 月 25 日認定 4 月 1 日登記  
許認可等に関する事項 愛媛県告示第 434 号（昭和 61 年 4 月 1 日）  
浄化槽法に基づく指定検査機関の指定  
計量証明事業登録 第環 53 号（平成 23 年 3 月 14 日）  
愛媛県指令 26 環第 806 号（平成 27 年 3 月 20 日）  
「愛媛県地球温暖化防止活動推進センター」の指定

役員の状況 理事 20 名 [会長 1 名 副会長 3 名 常任理事 4 名] 監事 3 名  
(うち 学識経験者 7 名)

正会員数の状況 545 会員 (会員の組織率ほぼ 100%)

事務局の状況 57 名 (正職員 49 名 臨時職員 6 名 業務委託 2 名)

## 2. 愛媛県の生活排水処理状況及び浄化槽設置整備事業の概要について

本県における汚水処理人口普及状況については、表 1 に示した通りです。汚水処理人口普及率は 74.3%（全国平均 88.9%・H25 年度末現在）、うち下水道の整備率が約 51%、浄化槽の人口普及率は約 20%程度となっております。

表 1 愛媛県の汚水処理人口普及状況（H25 年度末）

項目	住民基本 台帳	汚水処理 人口	汚水処理 人口普及率	下水道処理 人口	下水道整備 率	合併浄化槽 設置済人口	浄化槽人口 普及率
県下 合計 (千人)	1,430	1,062	74.3%	724	50.7%	287	20.1%

### 3. 協会の事業について

当協会の主目的である浄化槽の法定検査につきましては、これまでの間、国が提案しております基本検査を見据え、「浄化槽の台帳整備（電子台帳）」、検査の信頼性確保のための規程づくりや検査後の早期改善対応の構築等に取り組んでまいりました。

また平成 27 年度からの「第六次法定検査実施 5 か年計画」では、水質検査室の整備拡充を行っていくとともに検査実施率の向上にむけた検査体制の整備を図ることとしております。

なおこの計画では、最終年にあたる平成 31 年度末には、特に合併処理浄化槽の 11 条検査の実施率が 80%となるよう目標を設定しております。

#### (1) 浄化槽の設置状況及び法定検査の実施状況について

本県の最近の浄化槽の設置状況については、表 2 に、また補助浄化槽の設置状況については、表 3 に示しております。

表 4 については、平成 22 年度から平成 26 年度までの過去 5 年間の法定検査の実施状況を一覧表にしております。

表 2 浄化槽の設置基数推移 (単位：基)

項目／年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
みなし基数	106,814	92,410	91,709	91,055	90,441
合併基数	66,095	67,850	70,263	72,752	74,667
合計基数	172,909	160,260	161,972	163,807	165,108

表 3 浄化槽補助基数状況（個人設置型・市町村設置型） (単位：基)

項目／年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
設置基数	3,097	3,047	2,881	2,970	2,394
個人設置型	2,039	2,139	2,001	2,089	1,667
市町村型	211	289	206	202	176

[県下 20 市町の内、個人設置型は 13 市町、市町村設置型は 3 市町、両事業型が 2 市町で実施]

表 4 法定検査の実施状況

項目／年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
7 条基数 (基)	2,898	3,003	3,010	2,764	2,689
実施率 (%)	100%	100%	100%	100%	100%
11 条基数 (基)	46,479	48,390	50,380	52,249	55,002
実施率 (%)	27.8%	31.3%	32.2%	32.7%	34.3%
合計基数 (基)	49,377	51,393	53,390	55,013	57,691
検査員数	23 人	24 人	25 人	26 人	27 人
検査員 1 人当基数 (基/年)	2,147	2,141	2,136	2,116	2,137

### 1) 浄化槽維持管理（保守点検+清掃+法定検査）に係る一括契約の推進

法定検査の実施基数確保のため、本県において平成 15 年度より 1 市でモデル地区としてスタートした「一括契約」は、現在 1 市 3 町にまで拡大され、基数として 7 条で 242 基、11 条で 2,607 基の計 2,849 基（H26 年度末）の契約締結が行われております。

### 2) 浄化槽維持管理費補助の状況

松山市においては、10 人槽以下の合併処理浄化槽の保守点検・清掃・法定検査の維持管理が適正に行われておれば、市から 1 万円／基・年の維持管理費が補助されます。

手続きは、当協会の検査員が 11 条検査実施時に市から預かっている申請書を浄化槽管理者に手渡等した後、本人が補助金交付申請を行っております。

この制度により、同市における 11 条検査の実施率は毎年 9 割近い数字となっており、実施率確保の大きな要因となっております。

### 3) 不適正浄化槽の早期改善への取り組み

法定検査実施後、「不適正」等と判定された浄化槽の早期改善を図るため、協会内で設置している検査対策委員会において、改善指導の検討や処理を行うとともに、設置者等に起因する「不適正」については、行政機関に改善指導の要請を行っております。

なお、協会会員に起因する事項については、自主管理機能のもと、自ら改善に努めております。

## (2) 浄化槽の普及及び浄化槽工事・維持管理の適正化事業の実施について

### 1) 環境学習の実施状況

次世代を担う子供たちを対象に「水の大切さ」を学んでもらうことを目的に、平成 25 年度から当該事業を開始し、昨年度は県下 28 の小中学校と 2 つのイベントにおいて延べ 865 名へ環境学習（座学講座、COD パックテスト 顕微鏡を使ったの微生物観察等）を実施しました。



<座学講座の様子>



<COD パックテストを使った水質測定>

### 2) 浄化槽啓蒙普及活動状況

より多くの県民の方々に浄化槽の良さを PR するため、行政機関等が主催する行事等に積極的に参画し、浄化槽の普及啓発に努めております。



<浄化槽相談>



<浄化槽カットモデルの展示>

### 3) 浄化槽設置（計画・届出）の事前指導状況

協会では、「愛媛県浄化槽取扱指導要綱」に基づき、浄化槽の設置（構造又は規模の変更を含む）計画・届出書の事前指導を行っております。

なお事前指導の件数は、表 3 の設置基数のとおりです。

### 4) 各種業務受託事業

#### ①浄化槽登録業者指導委託事業

昭和 60 年 11 月から、「愛媛県浄化槽取扱指導要綱」に基づき、浄化槽工事業者及び保守点検業者の登録業務に関し、登録手続き等の事前指導及び登録後における土木事務所・保健所等の行う指導の補完的役割を目的として、登録等の指導に関する委員会を設置するとともに、会員による指導員制度を設け、登録業者の自主管理指導を行っております。

なお、県都松山市においては、平成 10 年度から市保健所設置に伴い、保守点検業者の登録等指導委託事業を受託し、県同様に指導を行っております。

#### ②浄化槽の現地確認業務

浄化槽の専門機関としての知識を生かし、国庫補助事業で設置される合併処理浄化槽の完了検査等を松山市から受託し実施しております。

表 5 確認業務の実施状況（H26 年度）

事業名	転換等の事前状況確認	据付工事確認	機能等の確認
実施基数	165 基	577 基	577 基

#### ③地球温暖化防止活動に関する補助事業

今年度から、新たな公益目的事業として、「地域の環境保全と地球温暖化防止等に関する事業」を開始することとなりました。

なお、今年度の主な事業計画としましては、小・中学校を対象とした環境学習の開催や行政機関等が開催する環境啓発事業に積極的に参画し、パンフレット等の配布による啓発・広報活動や推進員の指導・育成を目的とした講習会の開催等としております。

#### 4. 単独から合併への転換について

浄化槽の普及をめざし、今年度（前回は平成 22 年度実施）改めて県下全市町（11 市 9 町）の首長を会長他役員等が訪問し、汚水処理整備に極めて有効で災害に強い浄化槽の PR を行うとともに、みなし浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進及び設置補助金の増額、維持管理費補助制度の創設等について要請活動を実施することとしております。

#### 5. 最後に

現在、国や地方自治体も財政難の折、また環境問題も深刻な状況の中、下水道並みの処理能力を有し、建設費が安価で、投資効果に即効性があり、その上災害にも強い合併処理浄化槽の更なる普及拡大が協会の使命であるといえます。

このようなことから、今後とも公益法人の社会的責務として、法定検査業務の推進や行政機関等からの各種受託業務を通じて地域の水環境の保全に貢献してまいりたいと考えております。